

令和6年度 伊万里・有田消防組合庁内事務システム更新
及び運用保守業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

伊万里・有田消防組合
伊万里・有田消防本部 情報指令課

【目次】

1	目的	- 1 -
2	業務概要	- 1 -
3	参加資格要件	- 2 -
4	日程	- 4 -
5	質疑・回答について	- 4 -
6	参加申込手続きについて	- 4 -
7	プロポーザル審査書類提出に関する事	- 6 -
8	提出書類の取扱い	- 7 -
9	提案システムのプレゼンテーションについて	- 7 -
10	審査結果	- 8 -
11	覚書に関する基本事項	- 8 -
12	情報公開及び提供	- 8 -
13	仕様の調整	- 9 -
14	失格条項	- 9 -
15	その他	- 9 -
16	本件に関する問い合わせ先（事務局）	- 10 -

（添付書類）

基本仕様書

別紙 機能要件回答書

様式第1号 質問書

様式第2号 参加申込書

様式第3号 会社概要説明書

様式第4号 参加辞退届

様式第5号 提案評価基準

1 目的

本要領は、「令和6年度 伊万里・有田消防組合庁内事務システム更新及び運用保守業務」（以下「本業務」という。）の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 伊万里・有田消防組合庁内事務システム更新及び運用保守業務

(2) 業務の目的

本組合では、庁内事務システムのリプレイスから5年が経過し、ハードウェアやソフトウェアライセンス（グループウェア、文書管理システム）の保守期間満了に伴い、更新が必要な状況にある。また、ペーパーレス化への取り組みにおいては、電子決裁処理や行政文書の電子的管理が課題として挙げられる。

そのため、本業務を実施するにあたっては、コスト削減を意識しながら課題に対応するとともに、将来的な拡張性に配慮したシステムを構築し、デジタル化への推進と業務の効率化を目指す。

(3) 履行場所

伊万里市及び有田町（伊万里・有田消防組合）地内

(4) 業務内容及び仕様

「令和6年度 伊万里・有田消防組合庁内事務システム更新及び運用保守業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

(5) 契約方法

ア 庁内事務システムハードウェア・ソフトウェア更新業務

公募型プロポーザルによる随意契約とする。なお、当該業務の支払いは全額払いとし、別途入札予定の「庁内事務システム賃貸借」における落札事業者との契約に基づき支払うものとする。

イ 庁内事務システム運用保守業務

保守業務契約については、審査結果通知後に候補者と別途契約を行うものとする。

(6) 契約期間

ア 庁内事務システムハードウェア・ソフトウェア更新業務

契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

なお、当該業務の賃貸借契約については、検収・検品確認の翌月（令和7年3月を予定）から60ヶ月（5年間、令和7年3月1日から令和12年2月28日を予定）とする。

伊万里・有田消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成26年条例第31号）第1号の規定に基づく契約であることから、契約にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づき、契約書に当該契約に

係る各年度の予算が削除又は減額された場合は、当該契約を解除する旨を記載するものとする。

イ 庁内事務システム運用保守業務

庁内事務システムハードウェア・ソフトウェア更新後、60ヶ月（令和7年3月1日から令和12年2月28日まで）の保守を予定している。

(7) 業務費用の上限額

ア 庁内事務システムハードウェア・ソフトウェア更新業務

上限額（5年間総額） 70,956,087円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 庁内事務システム運用保守業務

上限額（5年間総額） 14,609,760円（消費税及び地方消費税を含む）

※1）上限額は契約予定金額を示すものではなく、業務の規模を示すものである。

なお、上限額を超えたものは失格とする。

※2）アの上限額は契約期間満了までに要する本件の「①機器導入経費」、「②ソフトウェア等導入経費」、「③構築経費」の総額とする。なお、「①機器導入経費」には運用期間の5年間に要する機器保守の経費も含むものとする。

※3）更新業務及び保守業務に係る見積額を合わせた総合的な経費を審査基準とする。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するのに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 参加表明書の提出締切日において、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」並びに「有田町競争入札参加資格者指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く。）。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 参加申込書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。

- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること（提案者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）。
- ア 自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等である。
- イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ 再委託等の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のI SMS適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (9) 過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。
- (10) システム障害等があった場合には十分なシステムサポートができる体制が整えられていること。
- (11) 保守については滞りなく迅速に対応が可能であり、SEの現地訪問対応についても体制が整えられていること。
- (12) 佐賀県、福岡県又は長崎県に本社（本店）又は支社（支店）、営業所等を有し、伊万里・有田消防組合と緊密な連絡調整が可能であること。
- (13) 提案する事業もしくは類似事業の実績がある者。
- (14) 提案するシステム（旧バージョン含む）は、当組合と同規模以上の自治体（職員数130人以上）において、構築及び運用の実績があるシステムであること。

4 日程

項 目	期 日
公募開始	令和6年6月17日(月)
質疑受付期限	令和6年6月24日(月)午後3時
質疑に対する回答	令和6年6月28日(金)午後3時
参加申込書等の提出期限	令和6年7月2日(火)午後5時
提案書等の提出締切り	令和6年7月10日(水)午後5時
参加資格の審査結果通知	令和6年7月中旬 ※予定
第1次審査(書類審査)	令和6年7月下旬 ※予定
第2次審査(プレゼンテーション)	令和6年8月上旬 ※予定
審査結果通知	令和6年8月中旬 ※予定
覚書締結	令和6年8月下旬 ※予定
賃貸借契約(入札会予定日)	令和6年9月下旬 ※予定

5 質疑・回答について

質問等がある場合は、次により行うものとする。

(1) 「質問書(様式第1号)」の提出

ア 受付期限：令和6年6月24日(月)午後3時まで

イ 受付方法

(1) 指定様式による紙媒体で持参

(2) 指定様式による紙媒体でFAX

(3) 電子メール(記載内容が同様であれば指定様式でなくても可)

※表題は「令和6年度 伊万里・有田消防組合庁内事務システム更新及び運用保守業務質問事項」とすること。

ウ 受付場所：伊万里・有田消防本部 情報指令課

※ 本プロポーザルに関する質問は、参加申込書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 回答方法

質疑に関する回答については、取りまとめた上で、令和6年6月28日(金)午後3時より、伊万里・有田消防組合のホームページ上で発表する。ただし、質問内容により必要があれば随時回答する場合もある。

なお、情報セキュリティに関する質問については、セキュリティ確保のため一部のみ公開する場合がある。

6 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書(様式第2号)とともに次に掲げる書類を提出すること。なお、期限までに参加申込書の提出のない者からの提案は受け付けないも

のとする。

(1) 参加申込書の提出方法

ア 提出期限：令和6年7月2日（火）午後5時まで

イ 提出先：伊万里・有田消防本部 情報指令課

ウ 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

※ 持参の場合は、参加申込書に受付印を押印した写しを交付する。郵送の場合は、参加申込書に受付印を押印した写しを送付するため、返信用封筒（返信先の記入及び84円切手の貼付）を同封すること。なお、郵送料金に不足がある場合は受取人の負担とする。

エ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第2号）

(イ) 会社概要説明書（様式第3号）

(ロ) 事業実績調書（任意様式）

(ハ) ISMS適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの認定を受けていることが確認できる書類の写し

※ 過去の実績については、3 参加資格要件（13）に掲げた内容を指し、実務実績を証する書類として、当該業務の契約書及び仕様書の写しを添付すること。

※ 伊万里市又は有田町の入札参加資格を有しないものは以下の（オ）から（コ）も提出すること。

(カ) 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（提出日時点で交付の日から3ヶ月を経過していないものに限る。）

(キ) 使用印鑑届兼委任状

(ク) 誓約書

(ケ) 印鑑証明書

(コ) 直前の期末における決算報告書

(サ) 国税の納税証明書

オ 提出部数：各1部

(2) 参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

ア 通知先：参加申込書の提出者

イ 通知方法：書面にて

ウ 通知時期：令和6年7月中旬（予定）

エ その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（土日、祝日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込書提出者がその後、参加を辞退する場合は、プロポーザル審査書類受付期間終了日前までに参加辞退届（様式第4号）を事務局まで持参又は郵送すること。また、これ以後

の辞退については、事務局への電話連絡のうえ、同様の手続きをすること。

7 プロポーザル審査書類提出に関すること

(1) 作成方法

- ア 提出書類に使用するフォントは、分かりやすく見えやすいフォントを使用すること。
- イ 文字色等の指定はないが、分かりやすく見えやすい提案書を作成すること。
- ウ 提案書については、各ページの下段中央部にページ番号を記載すること。
- エ A4判（A3折込可）、片面印刷、長編綴じ（ホチキス2カ所）とする。

(2) 提出書類

次期庁内事務システム検討にあたり、提案資料の提出を依頼するものである。以下の項目を基本条件として、提案資料を作成すること。

《基本条件》

- ア サーバの設置場所としては、当組合のサーバ室内の既設ラックへの設置を想定すること。
- イ 本システムに係る運用保守業務も提案の対象とすること。

依頼する提出書類は以下の①～⑤とする。

① 提案書

基本仕様書等の記載内容を十分に理解した上で、当組合に最適な庁内事務システムを構築するための提案書を作成すること。提案資料は任意様式とする。

② 機能要件回答書

提案システムの機能適合を把握するため、機能要件回答書に下記のとおり対応状況を記載すること。対応欄については、以下の方法で記載を行うこと。

a. 記入方法は下記のとおりとする。

- ◎ パッケージシステムで対応済み
- 代替方法で対応可能
- △ カスタマイズで対応
- × 対応不可

b. 代替案、前提条件等がある場合は、備考欄に必ず内容を記載すること。

c. カスタマイズにて実現する場合は、カスタマイズ費用欄に金額を記載すること。

③ 業務スケジュール

本業務の作業計画について、設計、開発、導入等の各工程で行う作業内容及び必要日数が分かるように作成すること。

④ 実施体制表

業務を遂行する上で必要な連絡・連携等が分かるように作成すること。必要な場合は、構成員についても漏れなく記載すること。

⑤ 費用見積書

システム更新及び運用保守に関する見積書の提出を依頼するものとする。

- a. 提出書類については、更新業務及び運用保守業務それぞれの見積書表紙(任意様式)、見積明細書(任意様式)を作成すること。
- b. 1部提出(表紙に代表者名記載と押印のこと。)
- c. システム構築に関する全ての費用、ソフトウェアに関する全ての費用について、いずれも仕様書の要件を満たし、安定稼働のために必要と思われる経費を項目明示し記載すること。

(3) 提出期限：令和6年7月10日(水)午後5時まで

(4) 提出先：伊万里・有田消防本部 情報指令課

(5) 提出方法：持参又は郵送(提出期限必着)

(6) 提出部数：各6部(正本1部、副本5部)

(7) 電子ファイルでの提出

提出する書類の電子データをDVD-R 1枚に格納し提出すること。なお「②機能要件回答書」と「⑤費用見積書」については、エクセル形式で提出すること。

8 提出書類の取扱い

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、下記のとおり取扱うものとする。

- (1) 提案書類の提出後における差し替え及び削除、当組合が資料の追加を求めた場合を除く追加等は一切認めない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。
- (3) 提出書類を、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 提案書の提出は、1者について1案とする。

9 提案システムのプレゼンテーションについて

本業務に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は、伊万里・有田消防組合庁内事務システム更新及び運用保守業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、下記の要領で行う。

(1) 第1次審査(書類審査)

提案書等の書類について審査を行う。

なお、提出があった企画提案書の数が増えた場合にあつては、書面による第1次審査を実施し、上位3者までの企画提案を第2次審査の対象とする。また、3件を超えない場合は、すべての企画提案をもって第2次審査を行う。審査にあたっては、別途、個別にヒアリングを行う場合がある。

ア 見積限度額を超えた見積額を示した者は不採用とする。

イ 提出された提案書や見積書等を確認し、各条件等を満たしているか事務局において事前審査及び第1次審査を行い、第2次審査参加者(最大3者)を決定する。

ウ 第1次審査結果については、別途通知を行う。

エ 審査に対する問い合わせには応じない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 日時及び会場は、別途通知する。

イ プレゼンテーションを行う順番は、事務局において決定する。

ウ プレゼンテーションは各提案者60分以内とする。

エ プレゼンテーションで使用するプロジェクタ、パソコン等については、原則として提案者で用意すること。ただし、スクリーンについては事務局で用意する。

オ プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案内容に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。プレゼンテーションにおいては、提案書でイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

カ 1業者あたりのプレゼンテーション参加者は3名までとする。

キ プレゼンテーションは、一般非公開とする。

ク 特別な理由が無く、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は失格とする。

(3) 評価採点方法

審査委員会では、審査委員が評価基準項目ごとに評価し、配点に応じて得られた点数を合計し、最高点を得た提案者を候補者として選定する。なお、最高点を取得した提案者が複数ある場合は、見積金額が最も低い提案者を候補者とする。

また、最高点に続く得点を得た者を、候補者次点者とし、候補者と合意に至らなかった場合や候補者に不正等が発覚した場合は、候補者次点者を候補者に繰り上げ交渉するものとする。

(4) 審査基準

評価項目は「提案評価基準（様式第5号）」を参照すること。

10 審査結果

審査結果については、下記のとおりとする。

- (1) 通知先 : 全提案者
- (2) 通知方法 : 書面（郵送）による通知
- (3) 通知時期 : 令和6年8月中旬（予定）
- (4) 審査結果について異議申し立ては、一切受け付けない

11 覚書に関する基本事項

必要に応じて本業務の候補者と交渉を行い、内容について合意の上、覚書を締結する。

12 情報公開及び提供

提出書類について、伊万里・有田消防組合情報公開条例（平成26年条例第6号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。なお、本業務の候補者特定前において、決定に影響がある恐れがある情報については、候補者決定後の開示とする。

13 仕様の調整

審査後、候補者と当組合との間で、業務の仕様等の調整を行い、業務内容について見積金額を基本として確定する。

14 失格条項

参加申込者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的又は間接的に行った場合
- (7) 参加申込書の提出期限以降において、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」並びに「有田町競争入札参加資格者指名停止等の措置要領」に基づく指名停止の措置を受けた場合
- (8) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (9) ヒアリング又はプレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- (10) 費用見積書の金額が見積上限額を超過した場合

15 その他

- (1) 本提案依頼に基づき提案のあった参加者に対して、将来のシステム調達の保証を行うものではない。また、提案のなかった事業者について、今後、不利益に扱うことは一切ないものとする。
- (2) 提案された情報については、当該目的のために当組織内で利用するが、参加者に断りなく組織外への配布は行わない。
- (3) 提案された情報・資料については返却しないものとする。
- (4) 提案された資料等の作成及び提出に必要な費用は、各参加者の負担とする。
- (5) 提案された情報については、後日問合せを行う場合がある。
- (6) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (7) 提出された参加申込書及び提案書等は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加申込書及び提案書等の複製、保存等を行う。
- (8) 参加表明者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 本件に関する問い合わせ先（事務局）

伊万里・有田消防本部 情報指令課

〒848-0027

伊万里市立花町1355番地3

TEL：0955-23-1195（直通）

FAX：0955-23-5119

E-mail:shirei@imari-arita119.saga.jp